

中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る 本人確認情報等の保護に関する条例の見直しについて

令和3年5月に改正となった個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）が令和5年4月1日に施行されるため、中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（以下「住基条例」という。）について、次のとおり見直しを行います。

1 住基条例の趣旨

住基条例の趣旨は、中野区における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運用に当たり、本人確認情報等の適正な管理に関し、区長が講ずべき事項等を定めることにより、区民の個人情報の保護を図るとともに、住基ネットの運用に対する区民の信頼を確保することとしています。

また、住基条例は、平成15年に個人情報保護法の成立や国の機関等における個人情報保護対策の強化に加え、それを補完し個人情報の保護を確実なものとするために個人情報保護の観点から制定したものです。

2 改正個人情報保護法の趣旨

改正個人情報保護法の趣旨は、社会全体のデジタル化に向けて、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例の規定・運用の相違による保護水準の不均衡を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することとしています。

そのため、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正個人情報保護法に基づく全国共通ルールが適用され、解釈運用・監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担うこととしています。

また、地方公共団体が個人情報保護制度の運用について、条例で定めることができる内容を法律から委任された事項や国が示すガイドライン等により条例での規定が許容された事項に限定しています。

3 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)による制限及び当該ガイドラインに基づく住基条例の検討について

	ガイドラインによる制限	ガイドラインに基づく住基条例の検討
1	改正個人情報保護法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした法の趣旨に照らし、許容されない。	本人確認情報の適正管理等にかかる職員等の義務に関する規定(第3条～第6条及び第12条)は、改正個人情報保護法に同趣旨の規定がある。 → ガイドラインにより許容されない。
2	個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合に特別の制限を設ける規定など)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。	区の独自判断による住基ネットの運用停止を含んだ本人確認情報の保護措置に関する規定(第7条～第9条及び第11条)は、法律で定める個人情報保護やデータ流通に影響を与えるものであり、法に委任規定が置かれていない。 → ガイドラインにより許容されない。
3	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正個人情報保護法の趣旨に反する。	中野区個人情報保護審議会への報告等に関する規定(第10条)は、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等に意見を求めるものに当たる。 → ガイドラインにより許容されない。

※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」は、個人情報保護委員会が策定した法律の的確な運用を確保するための指針

4 住基条例見直しの検討結果について

上記3により、住基条例の主たる事項は、改正個人情報保護法に抵触することから、本条例を廃止する必要があります。

5 住基ネットに係る本人確認情報等の保護について

住基条例を廃止した場合の住基ネットに係る本人確認情報等の保護については、改正個人情報保護法及び住民基本台帳法等の適用により、適切に保護されます。